

郵政民営化委員会 ご説明資料

2025年 5 月26日

一般社団法人全国信用金庫協会

郵政民営化法における基本理念等

<基本理念>

地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置」を講じる。（第2条）

<株式の処分>

日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、できる限り早期に、処分するものとする。（第7条第2項）

<業務の制限>

他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。（第110条の2第2項）

信用金庫業界の認識

- ゆうちょ銀行が、**「適正な規模への縮小」および「完全民営化」の実行を確実に担保**することが、他の金融機関等との「公正な競争条件」が確保されている大前提である。
- しかしながら、**未だ「完全民営化」の実現に向けた具体的な方針・計画は示されていない。**

運用方針案「1. 公正・自由な競争の促進と利用者利便の向上」より一部抜粋

郵政民営化は、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」（郵政民営化法第1条）との考えを基本としており、これを実現するためには、株式処分により、極力国の関与を減らし、また、市場における公正かつ自由な競争を促進し、利用者のニーズに応える多様で良質なサービスが提供されるようにすることが重要である。

したがって、金融二社に関する業務等規制について調査審議する際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、適正な競争を通じて金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である。

信用金庫業界の認識

- 「完全民営化」の実現に向けた具体的な方針・計画すらも示されていない状況下において、調査審議の際の最も重要な視点として、「利用者にもたらされる利便性の向上」のみが掲げられているのは適当ではない。

2012年の郵政民営化法改正法案の附帯決議

<平成24年4月11日 衆議院郵政改革に関する特別委員会>

日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。

<平成24年4月26日 参議院総務委員会>

日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。

信用金庫業界の認識

- 上記附帯決議等の内容を踏まえ、ゆうちょ銀行が届出制の下で新規業務に参入しようとする場合には、他の金融機関等との公正な競争条件を確保するとともに、顧客保護の観点から顧客本位の業務運営やコンプライアンス態勢の徹底を検証することが重要である。

運用方針案に対する意見

- 日本郵政がゆうちょ銀行の株式を保有し、かつ、その完全売却に向けた道筋が示されていない状態のまま、同行が民間金融機関と競合する業務分野に進出することは、適正な競争関係を阻害していることにほかならないので、**調査審議ならびに外部からの意見聴取を行うべき**である。
- とりわけ、外部からの意見聴取については、附帯決議においても利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保することとしている趣旨を踏まえ、**新規業務の届出があった都度、業界団体等が意見を述べる機会を設けるべき**である。
- 郵政民営化委員会は、新規業務開始後においても附帯決議の内容を踏まえ、**新規業務にかかる配慮義務の遵守状況をモニタリングし、適切な検証を実施**していただきたい。また、関係省庁とも連携のうえ、顧客保護の観点からも適切な運営が行われているかモニタリングしていただきたい。

【補足意見：郵政民営化法改正法案が成立した場合】

- 昨今の報道のとおり、自民党において、日本郵政に対し、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課す等を内容とする郵政民営化法の改正法案の提出が検討されている。
- ➡ 仮に本改正法案が成立した場合には、**ゆうちょ銀行の完全民営化に関するこれまでの前提が大きく変わるため、具体的な運用方法について、根本から再検討することが妥当**であると思料する。

【参考 1】信用金庫業界の概況

(2024年 3 月末現在)

信用金庫数 254 金庫

店舗数 7,077 店舗

役職員数 9万7 千人

会員数 878 万人

預金量 161 兆円

貸出金 80 兆円

当期純利益 2,912 億円

自己資本比率 12.75 %

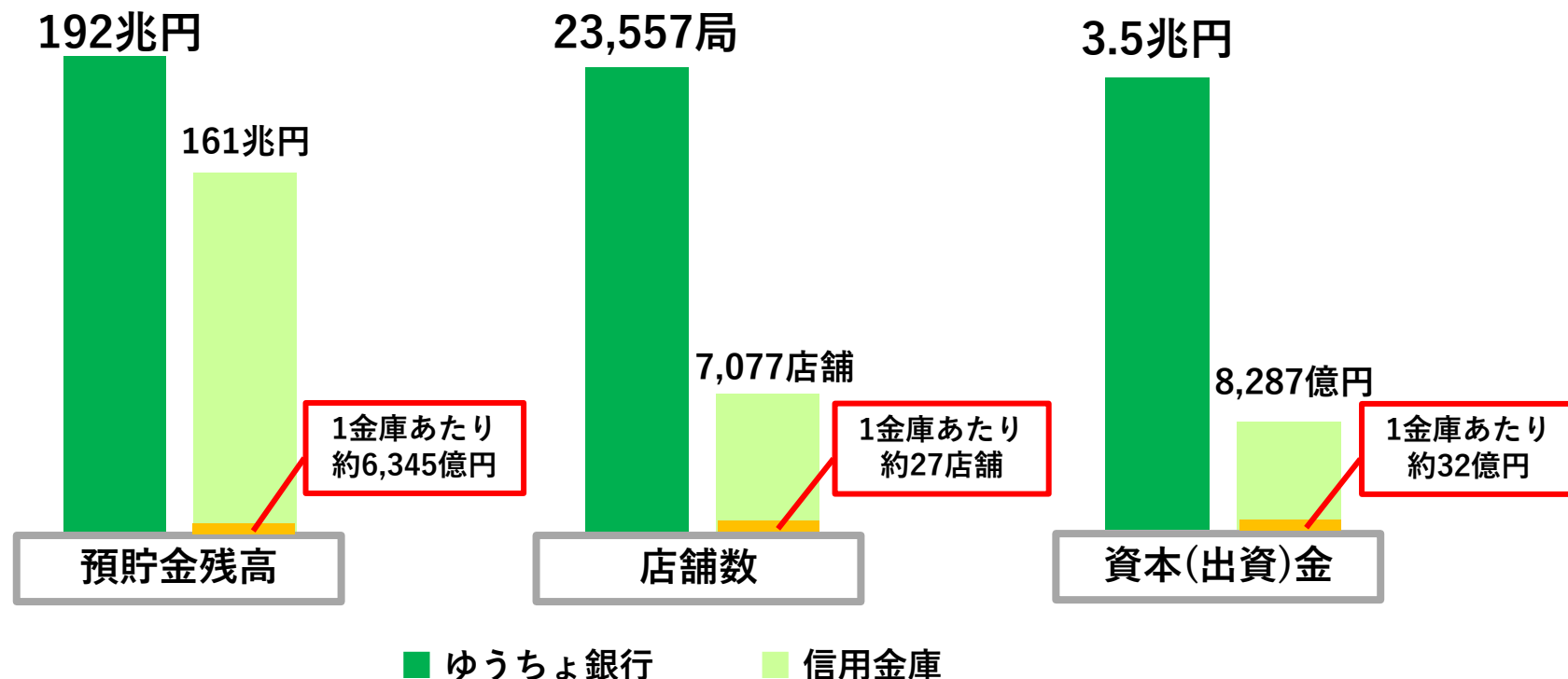
不良債権比率 4.1 %

※ 信金中金・地域中小企業研究所「全国信用金庫概況・統計」より作成（「不良債権比率」は全信協調べ）。

※ 上記計数は信金中金を除く。

【参考 2】 ゆうちょ銀行と信用金庫の比較

(2024年3月末現在)



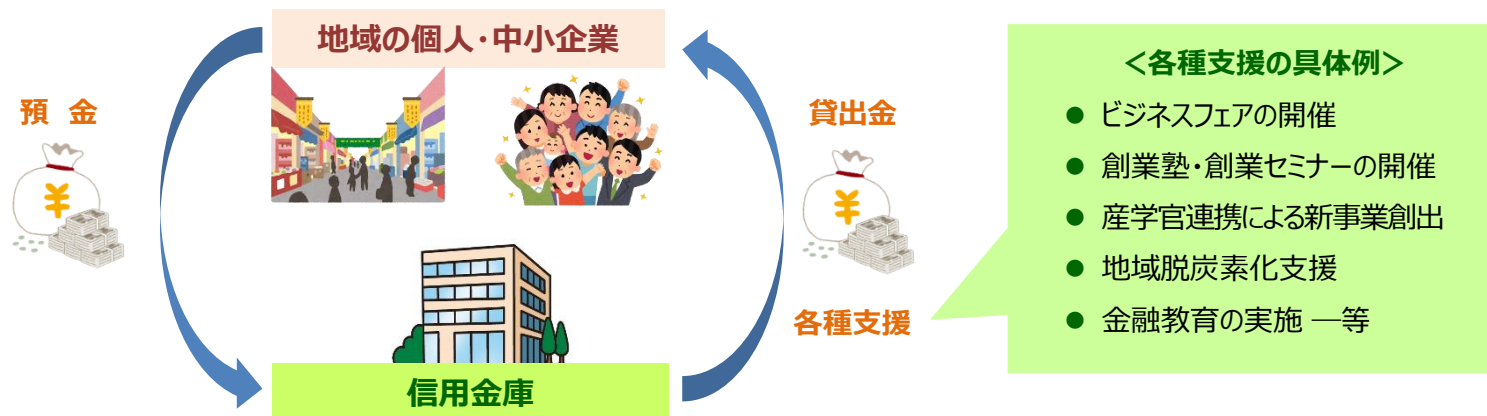
※ ゆうちょ銀行ディスクロージャー誌、信金中金・地域中小企業研究所「全国信用金庫概況・統計」より作成。

※ 上記局数は、ゆうちょ銀行の支店、銀行代理業を営む営業所または事務所（分室を含む）、ゆうちょ銀行の銀行代理業務の委託を受けた日本郵便株式会社が当該業務を再委託している営業所または事務所の総計。

【参考 3】地域と共に歩む信用金庫

信用金庫の役割

地域で集めた預金を融資などで循環させる役割を有し、地域になくてはならない存在



地域金融機関とゆうちょ銀行との連携

信用金庫業界とゆうちょ銀行は、連携・協調関係を深めつつ、地域活性化ファンドへの共同出資や税公金の取りまとめ、事務の共同化など地域経済の活性化や顧客の利便性の向上に取り組んできた

「完全民営化」の道筋が示されない中で、ゆうちょ銀行が業容を拡大することとなれば以下の懸念が生じる

- 信用金庫の金融仲介機能が低下し、地域経済の成長を支える資金供給や地域への各種支援が細る懸念
- これまで民間金融機関との間で築き上げてきた連携・協調関係が損なわれる懸念